

函館地区保護司会運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館地区保護司会運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、犯罪をした者等の改善更生、犯罪予防啓発などを行う保護司の活動を支援する函館地区保護司会の運営事業の一部に補助金を交付することにより、円滑な運営を促し、本市における更生保護および地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、保護司法（昭和25年法律第204号）第13条第2項に規定する活動を行うための経費を対象とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、毎年度予算の範囲内で定める額とする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。